

報道資料 5

令和3年3月11日

報道機関各位

健康づくり課長
小中一貫教育推進課長



三条市看護職員奨学金制度の創設と 三条市奨学金制度の拡充（予定）

県央基幹病院の開院を見据えた県央地域の看護職員の人材確保と地域医療体制の充実を目的に、燕市、加茂市、弥彦村と協調し、新潟県とも連携して「三条市看護職員奨学金制度」を創設する予定です。

また、三条市奨学金制度を拡充し、4月に開学する三条市立大学の学生で、市外から市内に転入された方も新たに対象とする予定です。

1 三条市看護職員奨学金制度の創設（予定）

(1) 申請資格

次の全ての要件を満たし、看護学校等の学校長等の推薦を受けた方

- ア 市内に1年以上居住する世帯の子又は市内に居住する方
- イ 看護学校等に在学し、学業成績が優秀である方
- ウ 奨学金を受けなければ本人の修学が困難である方
- エ 三条市奨学金貸与条例に基づく奨学金を受けていない方

(2) 募集予定数 15人程度

(3) 貸与額 年額60万円（月額5万円）以内

(4) 貸与期間 在学する看護学校等の正規の修業期間が終了するまで （5年を超える場合は5年）

(5) 返還方法 貸与期間終了後1年6か月据え置き、10年以内に全額を 年賦又は半年賦（無利子）により返還していただきます。

(6) 返還免除

次の条件を全て満している方は、奨学金の返還を免除します。

- ア 卒業後1年6か月以内に、看護職員の免許を取得した方
- イ 免許取得後、直ちに県央地域に所在する病院、診療所、介護医療院、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、指定居宅サービス事業所及び市町村のいずれかに従事し、免許をいかした業務に5年以上継続して従事している方

(7) 申請方法等 詳細が決まりましたらホームページでお伝えします。

(8) 申請期間 4月1日～5月下旬



2 三条市奨学金制度の拡充（予定）

(1) 申請資格

次の全ての要件を満たし、高等学校等の学校長等の推薦を受けた方

ア 市内に1年以上居住する世帯の子又は市内に居住する三条市立大学の学生

イ 修学の意欲があり、人物、学力に優れて健康である方

ウ 奨学金を受けなければ本人の修学が困難である方

エ 他から同種の奨学金を受けていない方

オ 大学生、短期大学生または専修学校生の方

(2) 募集予定数 20人程度（うち5人は三条市立大学の学生の募集枠）

(3) 貸与額 年額54万円以内

(4) 貸与期間 在学する学校等の正規の修業期間が終了するまで

(5) 返還方法 貸与期間終了後1年据え置き、10年以内の年賦または半年賦（無利子）により返還していただきます。

(6) 返還免除

卒業後、次の条件を全て満している方は、奨学金の返還を免除します。

ア 市内に住民登録し、居住している方

イ 事業所の常勤労働者として1年以上継続して従業している方

(7) 申請方法等 詳細が決まりましたらホームページでお伝えします。

(8) 申請期間 4月1日～30日



1について

担当:健康づくり課 健診係 藤田、大谷

電話:0256-34-5443

2について

担当:小中一貫教育推進課 学事係 井上

電話:0256-45-1112